

(表25) 目標達成に向けた具体的な取組

区分	項目	具体的な取組	
収支改善に 係る取組	収益 関連	患者数増 加施策	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の確保 ・他院からの紹介による入院患者の増加に取り組むため、南空知医療圏の医療機関との連携を強化し、院内における紹介患者の受入体制を改善 ・訪問看護事業に対する患者の希望情報を的確に把握し、目標とする患者数を安定的に確保
		単価適正 化施策	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師による薬剤管理指導の加算取得の増加 ・退院時検査のルール化
		高度医療 機器の利 用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・CT・MRI等の利用実態を検証し、医師への情報提供を始めとした効果的な利用の促進
	費用 関連	材料費の 削減策	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性を考慮したうえでの後発医薬品の使用の促進 ・同種・同効果品の絞り込みや医薬品及び診療材料の価格交渉による単価の引き下げ
		経費の削 減策	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な支出内容の見直し
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対する経営情報の公開と共有化の推進
	人材の確 保・育成の 取組	人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、看護師、医療技術職員の勤務環境の整備 ・看護師等修学資金制度の内容の検討
		人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、看護師、医療技術職員及び事務職員の専門能力の向上に資する職場内外における研修の検討
サービス向 上の取組	待ち時間の短縮		<ul style="list-style-type: none"> ・内科外来における予約制に新規患者枠の設定
	情報発信の強化		<ul style="list-style-type: none"> ・広報みかさやホームページを活用した病院情報の発信の強化
	医療スタッフに による情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・看護師、医療技術職員等の医療スタッフによるミニ健康講座や体験教室等の検討
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）院内サービス向上委員会の設置

5 再編・ネットワーク化への対応

(1) 二次医療圏内の医療提供の方向性

現在、南空知医療圏内には19の病院があり、岩見沢市立総合病院が中核病院として、その他の病院・診療所が後方支援としての役割を担っています。

南空知医療圏内の住民に対して切れ目ない適切な医療を提供するため、医療資源の効果的かつ効率的な活用を図ることが必要であり、これまで以上に病院間や診療所間の役割分担が不可欠になります。

医師数については人口10万人あたり175.0人で北海道内平均の230.4人及び全

国平均の244.9人を大きく下回っており、深刻な医師不足の現状があり、今後益々厳しさを増すことが予想されています。

医師の確保・定着については圏域全体で大きな課題として捉え、取り組んでまいります。

(2) 二次医療圏内における再編ネットワーク化

新改革ガイドラインでは、北海道と十分連携しつつ、二次医療圏又は構想区域等の単位で予定される公立病院等の再編・ネットワーク化の概要と当該公立病院が講じるべき具体的な措置を記載することとされており、その際、北海道の策定する地域医療構想との整合性を図るものとされていることから、市立病院においては、地域の在宅医や医療機関との間で、積極的な紹介患者の受入、逆紹介の推進及び医療情報の共有等を中心に連携を強化し、病院間・病院診療所間での連携強化による地域完結型の医療ネットワークの構築に努めます。

6 経営形態の見直し

現在の市立病院の経営形態は、地方公営企業法の一部適用であり、企業会計方式による経理処理などを定めた財務規定のみが適用されています。新改革ガイドラインでは、民間的経営手法の導入等の観点から、経営形態を見直す際の選択肢として、以下が示されています。

(表26) 経営形態見直しの選択肢について

経営形態		概 要	主な課題等
公 営 型	地方公営企業法の全部適用	・市長が事業管理者を任命し、事業管理者に人事・予算に関する責任と権限が付与される	・比較的取り組みやすい反面、経営の自由度の範囲は、地方独立行政法人化に比べて限定的である
	地方独立行政法人化（非公務員型）	・市とは別の法人格を有する経営主体を設立し、経営を譲渡 ・市長が理事長を任命し、理事長に病院運営に関する権限と責任が付与される	・設立団体（市）からの職員派遣は、段階的に縮減を図る等、実質的な自立性の確保に配慮する
民 営 型	指定管理者制度	・市が指定する法人等に、病院事業の管理運営を委ねる ・指定管理者の裁量で病院運営が可能となる	・適切な指定管理者の選定に特に留意する ・提供されるべき医療の内容、委託料の水準等、指定管理者に係わる諸条件について事前に十分に協議し、相互に確認しておく必要がある
	民間譲渡	・民間の医療法人等に、病院事業を譲渡し、経営を委ねる	・採算確保に困難性を伴うものなど、公立病院が担っている医療の提供が引き続き必要な場合は、地域医療の確保の面から譲渡条件等について十分な協議が必要である

新改革プランの策定に当たって、改めて選択し得る経営形態について検討した結果、地域の基幹病院として、救急、小児といった公立病院に求められる医療を守っていくことが市立病院の役割となる以上、経済性を優先した病院経営が行なわれる可能性がある指定管理者制度の導入及び民間譲渡は選択の対象外と判断しました。

また、経営形態に起因する様々な課題を解決するためには、最も経営の自由度が高い地方独立行政法人化が最適な経営形態であると想定していますが、まずは、新改革プランの対象期間である平成32年度まで着実に経営の効率化の取り組みを進め、新改革プランの数値目標の達成という成果を確実にあげていくとの考え方から、現時点で経営形態の見直しは予定していません。今後においても、経営の透明性を確保するとともに、保健や福祉政策なども含めた総合的な視点により、地域に根差した医療を提供していきます。

7 病院の整備に向けた取組

南空知医療圏域は、人口減少・少子高齢化の日本の近未来の姿を先行した地域であるからこそ、地域医療構想を踏まえ、急性期病床の減床、回復期リハ病棟の増床など、地域のニーズに合わせた病棟・病床の数量及び質の病院運営を行う必要があります。

また、今回の地域医療構想において、実態として、人材確保の面から鑑みても、規模の拡大が困難な小規模病院は淘汰されていくものと推測できます。

南空知医療圏域における地域医療を維持するために、高齢者のみならず、勤労世代や若年層などの全ての住民が、安心・安全に生活できるよう、自治体病院における病床数及びその機能の再編・統合を図ることが必要な施策であると考えます。

三笠市において、これからも地域の医療を守り続けていくためには、南空知医療圏域における地域医療構想との整合性を図りつつ、医師確保や経営安定を図り超高齢化社会に対応した効率的・効果的な医療提供体制を実現する必要があります。

三笠市としては、医療資源の集中による病床機能の再編等が望ましい方策であるが、一朝一夕に取り組める問題ではないことから、引き続き経営の効率化に取り組み、これ以上の経営悪化を招かないようにしながら現在の病院の維持に取り組むことと並行して、あらゆる広域連携を視野に検討することが必要と考えます。

8 実施状況の点検・評価・公表

新改革プランの実施状況の点検及び評価は、今年度実施した市政懇談会で市立病院のあり方に関して市民に説明し、様々な意見を頂いていることを踏まえ、今後も市政懇談会で実施状況の点検及び評価いただくこととします。また、実施状況の公表については、広報みかさや市及び病院ホームページに掲載することとします。

9 結びに

わが国では、高齢化の進展に伴い、慢性疾患や複数の疾病を抱える患者が新たに手術や高度な医療も必要な疾患に罹ることだけでなく、その後のリハビリが必要となる患者、在宅で